

れているのであるが、かれはそれがあくまでも従属的、補完的手段であることを強調している。新しい貨幣理論によれば、正統的な貨幣政策は、それが当初の流動性選好理論にしたがえばほとんど無効化されるとみられるような場面においても、なお有力に作用すると考えられるのである。貨幣と実物資産に対する選好の間に代替を認めることの実際的意義はここにある。もし、現筆者のように代替を認めない立場をとるならば、現在の日本の金融構造のもとにおいては、窓口規制のみがただひとつ実効ある金融政策であり、それは一般的かつ間接的という金融政策本来の性格とはかけはなれた、個別的かつ直接的性格をもつ經濟統制とならざるをえないために、つねに国際収支の危機という緊急事態に対する非常措置としてのみ実施されてきたとみるのである。

貨幣と実物資産に対する選好の間に代替を認めることが正しいかどうかという理論的考察にはここでは深く立入らないでおこう。ただひとつ指摘しておきたい点は、企業の立場において貨幣と実物との選好に代替関係があるならば、そのとき企業の負債残高はどのように処理されねばならないかということ、そして、それが貨幣供給といかなる関係にあるかということである。流動性選好理論は本来資金の貸手の行動についての理論であったのである。

最後に、この本の多くの表とグラフはすべてまことに有益で、興味深いものである。新しい貨幣理論を認める人も、認めない人も、この鈴木氏の著書から多くの貴重な知識をうることができるのである。〔長谷田彰彦〕

大河内一男編

『産業別賃金決定の機構』

日本労働協会、昭和40年、pp. viii+603.

I

わが国における最近の賃金格差は、一方では高度成長過程下での労働需要の増大、地方では人口の年齢構成の変化による若年労働力の減少とに相まって顕著に縮小し、逆格差をも生み出しついた。しかし“春闘”に集約される労働組合行動が賃金格差の動向に与えた影響力も無視できないであろう。

さて、わが国の労働組合は基本的に企業別組織であり、産業別組織への質的転換が要請されている。そこには、この転換によってのみ賃金をめぐる同一産業内企業間の競争条件を規制しうる、との前提が存在する。“春闘”下の組合運動がこれをどの程度まで実現したか、に一つ

の解答を与えるのが本書である。本書は、日本労働協会の事業計画の一環として、19名の研究者によって行なわれた調査の成果である。その構成は、序論(隅谷三喜男)、第1章鉄鋼(高梨昌)、第2章造船(小林謙一)、第3章自動車(隅谷三喜男)、第4章電気(舟橋尚道・高橋洗・白井泰四郎)、第5章産業機械(神代和欣)、第6章化学(藤田若雄)から成っている(カッコ内は執筆者)。

II

隅谷氏は「序論」において、昭和30年に転機を見た産業別統一闘争としての春闘を、寡占体制の確立に対抗するための企業別組合闘争の限界から生じたものと把握し、闘争成果の側面から期間を2つ分ける。30~34,5年までの前期では、労働者側のかなりの犠牲にもかかわらず、望ましい賃上げを実現しえなかった。しかし後期は、労働市場の逼迫を背景とし、資本の体制が強化される中でも大幅な賃上げが実現された。その結果、産業別統一交渉は妥結額の産業間平準化、産業内企業間賃金水準の平準化を促進した、と指摘する。果して個々の産業における状況はどうであろうか？

1. 結論を先に述べるならば、昭和26~38年までの鉄鋼業はむしろ逆の事例をも提供する。まず業種別賃金水準によれば、賃金は一貫して上昇したものの、高炉・平炉工場と単圧・特殊鋼工場との間に有意な格差が存在する。しかもこの格差は、景気下降期に拡大し好況期に縮小しながら、傾向として拡大してきている。この拡大傾向は企業間賃金格差にも妥当するが、大手一貫6社の賃金は最高水準で、単圧メーカーは低水準で標準化しており、その他は両水準の間に分散している。これは製品の企業別差異による不安定性の反映である。

さて著者は鉄鋼賃金の変動要因として労働生産性、製品価格、賃金コスト、企業収益これら変数を規定する要因として生産集中=寡占構造を時系列的に分析し、一貫6社における高賃金、それに伴なう賃金格差拡大の究極的要因として、これら企業における技術独占を指摘するのである。

賃金交渉に目を転ずるならば、実質的な交渉単位としての性格を備えてきた鉄鋼労連は、「平均賃上げ額」の要求方式に立って交渉を展開してきた。この要求方式は「労務費増分」交渉と直結しやすく、これによってのみ企業間、業種間格差の縮小を計りえないのは前述のとおりである。とはいっても平均賃上げ額の妥結額は次第に企業間格差を縮小し、特に鉄鋼労連が春闘に参加した34年以降の格差縮小が顕著である。これを業種別にみると一

貫大手 5 社は殆んど接近し、35 年以後は全く同額であり、特殊鋼メーカーでの分散が激しい。さらに、格差の縮小と妥結額の高低は景気変動と密接な関連を示している。

これらの特徴は業種別、企業別賃金の変動と著しく類似している。しかし賃金水準形成に対する企業側のビヘイビアから見た昭和 33 年以降の特質は、大手一貫 3 社がプライス・リーダーシップをとり、「一発回答」によって賃上げ額の上限を決定するとともに、その配分が職務給へ重点をうつしていることがある。それは寡占企業体制の確立と強化を意味する、と。

2. 鉄鋼労働者が鉄鋼労連のもとに組織されていたのに対し、造船の場合は状況が異なる。大手の寡占企業にみられる重機械企業と造船専門企業および中小手の造船企業という企業類型が組合組織に反映されておらず、全造船総連系と全造船系の 2 つの連合体が並存している。

賃金妥結額に限定して考察を進めるなら、32 年まで 2 つの連合体は別個の賃金交渉を行ない、造船総連系における妥結額は明白な企業間関連性を示さなかった。そして事実上の統一的交渉が全造船系によって展開された 34 年以降においてさえも、造船総連系は常に低額要求、早期妥結し、造船部門全体の賃金交渉における pace-maker となり、全造船系の賃金斗争に負の作用を及ぼしてきたのである。しかし「結果的にみた妥結額においては……多少の較差をふくみながらも、全体にみてきわめて近接した水準のもとに実現した。これは産業別賃金決定の標準化の現われにはかならない(p. 195)」との評価が与えられている。

3. 総合工業であり組立工業である自動車産業の賃金決定は、トヨタ・日産・いすゞのシャーシー・メーカーと、これを中心とした関連系列・下請企業に分けて分析されている。昭和 37 年に全国自動車産業労働組合連合会が結成されたものの(日産は未加盟)、シャーシー・メーカーの労働組合は 29 年の全国自動車産業労働組合の解体以来、明白な企業別労働運動の中にある。そしていざれも特殊な形態で賃金を決定している。

トヨタの場合、賃金は「経営協議会」で交渉され、いすゞは労使を構成員とする「労務専門委員会」が会社・組合員の意見を調整して結論を出し、直接交渉の場をもたない。日産をもふくめていざれの労働組合とも、「『企業の実態を認識し』『企業の発展と不可分の関係にある』ことを認め、『健全な労使慣行の中で解決をはかって』きているのである(pp. 315~316)。」たがって以上のよしうな条件のもとでは、実質的に産業レベルの賃金水準

は形成されてこなかった。

他方、若年労働を中心とする労働市場の需給関係が有利に作用しつつあるとはいえ、関連系列部品メーカー・下請企業の賃金水準に対して、親企業たるシャーシー・メーカーの影響力は決定的である。なぜなら、シャーシー・メーカーは合理化とコスト引下げを次の方法で下請企業に強要する。すなわち、下請単価の査定基準は各作業工程ごとの見積実動時間×時間当り工賃を基礎としている。そして後者の時間当り工賃は親企業が企業規模別、作業種類別に賃金相場を勘案して決定するのであり、下請企業としては交渉の余地は少ない。それは必然的に自動車部門内部における規模間賃金格差へと結実せざるをえない。

4. 生産の多角性、生産機種が宏大で且つ多様、小数の巨大企業と無数の零細企業の併存を特徴とする電気機械、そしてその労働者は電気労連に組織されている。しかし電気労連もまた「巨大メーカーまたは大手メーカーの企業別組合のゆるやかな連合体であり、周辺に系列中小組合を随伴的に組織している単産組織(p. 319)」にすぎず、現実の交渉は個別企業の枠内で行なわれている。

その基本的理由は企業規模の格差と業務内容の相違、それが規定する労働力構成の差異にある。すなわち、一方における重電メーカーは長期勤続・成年男子労働者を中心とし、企業の側での年功型労務統轄が安定性をもたらす。他方、最近急速な成長をみた弱電メーカーは短期勤続・女子を主体とした、年功的労務管理に批判的階層から成り立っている。かかる労働力構成の企業間における相違は、賃金要求方式に作用を及ぼし、もし要求を統一するとするならば「きわめて単純な生活給方式」に頼らざるをえない。

さて、企業レベルにおける賃金交渉について「重電型」を三菱電気に求めよう。ここでの賃金交渉は「中央協議会」「中央労働協議会」において人件費総額が決定され、この協議が不成立とならない限り団交に移行しないのである。これと連関して、電気労連の斗争日程が三菱の団交過程に遅れるのが常であるので、三菱は電気労連傘下組合の賃金交渉に対する pace-maker として機能し、他方では「大手拠点方式」の役割をも果している。すでに自動車部門の事例が示したように、このような賃金交渉・決定の慣行は「『定安的な』労使関係」のもとでのみ可能であった。これに対して「軽電型」を代表する松下電気は中執対本社という交渉形態を採用している。

しかし重電型あるいは軽電型のいずれをとろうとも、電気労連下の賃金は企業別に決定されているのであって、

企業の枠を越えた初任給の標準化を例外とすれば、賃金の標準化などの産業別賃金構造における特徴的傾向は把握されえない。この意味において産業別組合による賃金規制力は、きわめて微弱である、と。

5. その大部分が兼業メーカーから構成されている産業機械の賃金決定の模様は、終戦から最近まで、住友機械の具体例を中心に考察されている。それによれば、この分野においては産業別交渉がなされた形跡はない。しかし「産業別組合抜きの『統一的』賃金水準交渉(p. 478)」の存在が示唆されている。

すなわち、住友機械の賃金水準は、2・1ストから23年7月頃まで、公務員の賃金水準を意識的に基準とし、実質的な統一的賃金水準交渉を実現した。この性格はその後26年まで継続する。そして現賃金体系の根幹をなした26年3月の協定10,400円ベース(基準内賃金)は電産に対する調停に従がったものといわれ、その上昇額2,400円は住友化学のそれに等しく、上昇率は人事院勧告に一致している。その後化学あるいは造船の特定企業、さらには同業他社というように賃金比較の対象が異なるとはいえ、住友機械が追隨的な賃金交渉を本質としてきた点では何らの変化も認められない。ただし、次のことが付記されねばならない。すなわち、これら他産業ないし他企業の賃上げ額が「複数相場」を形成し、住友機械はその枠の中で具体的な全額を決定してきたのであった。

6. 労働者家族の就業形態と生活類型に理論的基礎を置き、企業内雇用構造と賃金構造との関連を解きつつ、賃金政策の形成基盤を解明せんとする「化学」が本書の終章を構成する。ところで、合化労連の賃金斗争は業種別(生産品別)の企業間競争に規定されて業種別共斗方式をとり、34年以降は三権委譲と集団交渉・対角線交渉の布石をしき、産業別組織としての機能を独自化しつつある。その要求方式は一律+ α ・産業別(=年齢別)最低保障賃金・モデル定時間賃金(各組合の年功賃金の基本カーブを比較し、その均一化を意図したもの)の発展として把握されうる。昭和29年に具体化した一律+ α は個別賃金要求であって、それ以前のベ・ア斗争がその配分を一方的に雇主にまかせたことから生じた組合員の不満の解決策として登場した。これは31年に展開をみた年齢別最低保障賃金とともに、金額と配分の同時的妥結を行なうことができる。

合化労連において年齢別最低保障賃金は何ゆえに形成されたか。別府化学や日本カーバイトでは、標準採用者の比率が極めて低く、勤続年数を基本とした年功賃金は支配的となりえない。人事考課の影響もさることながら、

多くの労働者の賃金は当該年齢別生計費を大きく下まわっている。他方、年功賃金を採用している企業においても、中途採用者については著しい差別がなされている。さらに技術革新が進展する過程では、旧技術の廃絶に伴なって本来解雇さるべき労働者が、日本の恩情主義の名のもとに、配置転換という形で昇給を抑えられながら個別企業内に潜在化させられている。1企業内には、標準採用者に比較して賃金差別をつけられた以上のような多くの労働者が存在するのである。

かくて「小企業労働者の賃金と家族との関係について、小企業の賃金は多就業型家族構成を前提とするものであるとするならば、大企業の年齢別最低の賃金取得者の家族構成も、多就業型家族構成を前提としなければ彼らの生活は成立しがたいことになる。同一工場内におけるかくのごとき生活類型の差異の存在は、当然に低い賃金層(p. 590)」と中途採用者、潜在失業者の間に不満を惹起し「年齢別最低保障の要求として消えることなき埋火として生きつづける(p. 603)」のである。

III

以上、昭和30年に成立したといわれる“産業別賃金交渉”的実態、ならびにこの交渉下における賃金斗争が賃金格差、賃上げ額格差に与えた影響、を中心に敍述を進めしてきた。その結果ははからずも本書のタイトルから示唆される印象とは逆に、産業別交渉の「不在」、したがってわが国組合行動はいまなお企業レベルの交渉を本質としていることであった。このことは同時に、「賃上げ額」の平準化が賃金比較・模倣・追従というメカニズムによって実現されつつあるにしろ、“産業別賃金交渉”が多くの寡占産業部門における産業内企業間賃金格差をも排除しえなかつた事実と表裏一体の関係をもっている。

最後に、本書について次の3点を指摘しなければならない。まず第1点として、産業別であろうと企業別交渉であろうと、組合行動が与えうる衝撃は企業内賃金構造と企業間賃金構造の双方に及ぶものである。しかし本書においては前者に対する影響が十分に解明されたとはいわれえない。第2に、本書における分析は個々の産業を中心としていることから、産業間の関連についての考察が軽視されているように思われる。それにゆえにこそ、“産業別賃金交渉”が全体として見た産業間賃金格差の動向にいかなる作用をもったか、が全く不明である。これは無視されえない問題領域の1つを構成する。第3に統計技術的な点について。本書は随所で賃金格差の「標準化」・「平準化」あるいは「差別化」に言及している。

だが賃金格差の縮小ないし拡大についての統一的指標は何ら用意されていない。したがって読者は、格差がどの程度拡大ないし縮小したかを知ることが不可能である。しかしこのような問題が残されるとはいへ、わが国賃金決定機構を産業別に解明せんとする貴重な研究成果であることは疑いの余地はない。

〔水野朝夫〕

E·S·キルシェンほか

『現時の経済政策』

第一巻 「一般理論」

E. S. Kirschen and Associates, *Economic Policy in Our Time*. Vol. I, General Theory, North-Holland Publishing Company, Amsterdam, 1964, pp. xi, 474.

この書物はアメリカならびに西ヨーロッパのいくつかの国について戦後の経済政策がどのような理論構造の上に構築されたか。その経済政策を推し進める上で各国はどのような問題に直面したか。またそれによっていかなる経験を蓄積したかなどの点についての包括的なサーベイを試みるため経済の予測・計画の分野で令名の高いキルシェン教授を中心に組織された研究グループの成果の主要部分である。この成果は3冊の書物として公刊されており、他の2冊は各国別の研究が収められている。研究の対象として選ばれた諸国は、6つのEEC加盟国およびノールウェイ、イギリス、アメリカの各国である。またここに紹介する書物の共著者としてキルシェン教授のほかにJ. Benard, H. Bersters, F. Blackaby, O. Eckstein, J. Faaland, F. Hartog, L. Morrissons, E. Toscoの諸氏が名を列ねている。ところで450ページを超えるこの書物の内容について許細に言及することは限られたスペースをもってしては到底不可能であるので、以下の書評においてはこの書物の主要な特徴と思われる点をいくつか取上げて論評するに止める。しかし最後にも言及するようにこの書物は経済政策の理論構造ならびに各国の実際の経験について有益な示唆と豊富な実例を含んでいるから一層詳細な検討と研究の場所をあらためて持つことが適切であると思う。しかし主要な論点に入るに先立って本書の内容の概略だけは述べておく必要がある。この書物は3つの部分から成っている。第1の部分は経済政策の理論における基礎構造に相当する部分である。戦後ティンバーゲンによって開拓されて来た「経済政策の理論」を踏まえて、経済政策の目的(objectives)と手段(instruments)がそれぞれ分類され、個々の目的および手段の内容が議論される。第2の部分は経済政策の形成過程—decision making process—を分析する部分である。目的と手段の対応関係、この対応関係から生れるいくつかの目的間のconflicts、目的および手段の選択の過程などが議論される。第3の部分では戦後各国の遭遇した経済政策上の経験が経済政策の主要なトピックス別に—例えばインフレーション対策、景気後退対策など—明らかにされる。

戦後の西ヨーロッパ経済に見られる顕著な現象の1つは、戦後の経済復興の過程という特殊な条件は持っていたにせよ、比較的に高率のGNP成長率を達成し得たという事実であろう。EEC加盟国全体について見ると1950年より1960年に至るGNP成長率は5.7%であり、この成長率はイギリスの2.6%、アメリカの3.3%よりも著しく高い(これらの計数はOECD, *Statistics of National Accounts, 1950-1961*, Paris 1964による)。これと並んで西ヨーロッパの多くの国が政府の経済活動への介入の増大を契機として経済の組織的・計画的運営への傾向を強めるようになったことも著しい変化の1つと言えるであろう。そうして西欧の経済成長を論じる人々の中には西ヨーロッパの高成長率を計画化の傾向と結びつけて説明しようとする立場(A. Madison, *Economic Growth of the West*, New York, 1964)すら現われている。戦後経済に見られるこれらの著しい変化が互に直接的に結びつくかどうかは別としても、政府の経済活動に対する組織的な介入と計画的な運営への努力が経済政策に対する新しい接近—いわゆる定量的な経済政策理論—を生み出す刺戟となったことは疑を容れない。定量的な経済政策の理論を発展させる試みはティンバーゲンと時を同じにしてフリッシュやB. ハンセンによって進められていたことはこの例証である。経済政策の一般理論を開拓するのに当って本書が全面的にこれらの定量的な経済政策の理論の構想に依拠していることは大きなしかし当然とも言える特色である。基本構想に関するティンバーゲン理論との類似にも拘らず目的と手段の設定について本書の考え方とティンバーゲン理論との間にはいくらかの微妙な相違があるようである。本書では政府の政策の対象となる一般的な目的をaimsと呼び、その中で(序数的あるいは基数的に)計測しうる目的を特にobjectivesと呼んで区別している。手段に関しても同様に本書では一般に政策手段と呼ばれるものはinstrumentsと呼び特定の政策手段の使用は別にmeasuresと呼んで区別されている。目的および手段に関するこれらの区別